令和７年（フ）第１５２号
神奈川県平塚市錦町11番８号　錦町アパート201
破産者　花井　沙矢
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７３０号
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番33―406号
破産者　佐賀　詩音
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４９号
神奈川県厚木市林２丁目25番41号　ハイム司103
破産者　森　颯人
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５４号
神奈川県小田原市東町５丁目１番15号　簗島アパート202
破産者　田村　誠
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６８号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1750番地13
破産者　大内　泰輔
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８６号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―１―501
破産者　佐野　正幸
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９０号
神奈川県平塚市万田３丁目15番２―205号　アメニティ湘南平
破産者　美濃　寿彦
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８４号
富山県高岡市上開発218番地３
破産者　ＡＳＣＥＮＣＩＯ　ＹＵＫＡＷＡ　ＬＵＣＩＬＥＮＥ（通称　湯川　ルシレーネ）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１０４号
富山県射水市越の潟町８番８号、前住所富山県高岡市小馬出町60番地１　信開トピア高岡701号
破産者　姫野　賢作
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８３号
静岡県裾野市平松569番地の１　アンビシオン204
破産者　塩川奈緒美（旧姓松本）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１４５号
静岡県駿東郡清水町徳倉469番地の１　アレックスＫ103、前住所静岡県駿東郡清水町湯川12番地の10
破産者　野毛　建
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
静岡県三島市芙蓉台３丁目19番地の12
破産者　髙橋　琢哉
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
静岡県三島市幸原町１丁目８番19号　グレースＫ103、前住所山口県宇部市大字東須恵1147番地37
破産者　原田　大器
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
静岡県浜松市中央区板屋町102番地の３　ＥＸＥ　ＩＴＡＹＡＭＡＣＨＩ　902
破産者　今井　亨
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
静岡県浜松市中央区楊子町1346番地　ビレッジハウス浜松タワー　311
破産者　清　浩明
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第３７４号
京都市左京区岩倉中町225番地１　ドムス岩倉405、申立時の住所京都市左京区岩倉幡枝町1239番地　交徳マンション502
破産者　にく処おおたこと　太田　忠雄
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６０号
京都府宇治市小倉町南堀池36番地の31、前住所京都府宇治市小倉町山際30番地の73
破産者　橘商急サービスいまにしこと信和運輸こと　今西　節温
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３９号
京都府宇治市広野町一里山22番地の17
破産者　岩間　淳悟
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係